

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります

特集

平成28年1月から、マイナンバー制度が開始されます。それに伴い今年10月から、町民一人ひとりに12桁の個人番号が与えられます。このマイナンバー制度の導入で私たちの暮らしがどう変わるのか、導入までのスケジュール等を今月から3ヶ月に渡り連載いたします。

どんな手続きが必要？ マイナンバー制度

10月 個人番号が入った「通知カード」が届きます。

見本

通知カード
氏名 清里 太郎
個人番号 1234 5678 1111

12桁の個人番号の通知が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から全町民に簡易書留郵便で送られてきます。通知カードは絶対に捨てないでください。

「個人番号カード」を作成しますか？

個人番号カード
公的な身分証にもなる、個人番号確認を簡潔に行えるカードです。

個人番号カードが**必要**な方は、
例えばこんな人

- ・役場の手続きの際に、書類を用意するのがわずらわしい
- ・顔写真入りの公的証明書が欲しい
- ・オンライン申請を利用する

申請する

「個人番号カード」を申請する

同封の申請書に署名・捺印し、写真を添付して返信。

平成28年1月

「個人番号カード」を役場で受け取り

氏名 清里 太郎	受取案内と「通知カード」、本人確認書類を持参し役場に申請しにきてください。
住所 北海道斜里郡清里町△△町□□番地	
写真	平成27年●月●日生 個人番号 XXXX XXXX XXXX
	IC

個人番号カードが**不要**な方は、
例えばこんな人

- ・役場等に申請する機会が少ない
- ・オンライン申請はしない
- ・紛失が心配な方

申請しない

「個人番号カード」を申請しない

通知カードは、捨てないで、大切に保管してください

番号確認の際に「通知カード」と「免許証」等の提示が必要です。

「通知カード」、個人番号カードのどちらも行政手続き（申請等の手続き）において番号確認のため利用できます。

大切なことなのでもう一度・・・

「個人番号カード」の作成は別途申請が必要です

通知カードは全町民を対象に送られてきますが、さらに機能を追加した「個人番号カード」の作成には申請が必要になります。※交付は無料です。

特集

「個人番号カード」申請のメリット



① 役場窓口の申請関係で提出書類を簡略化できる

→各種申請（町営住宅申込等）の際に住民票や所得証明書の提示が省略できます



② 本人確認の際の公的な身分証明書として使える！

→口座開設やパスポートの発行などの場面で本人確認の書類として便利です。



オンラインでらくらく。
e-Tax
国税電子申告・納税システム

③ 行政手続きのオンライン申請に使うことができる！

→e-TAX等のオンライン申告に対応していますので、手続きが身近で便利になります。



④ 民間のオンライン取引が申請できる。

→銀行などインターネットをはじめとしたオンライン取引利用時の電子証明書として利用できます。

「マイナンバー」制度について詳しく知りたい方は

ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

公式twitter https://twitter.com/MyNumber_PR

コールセンター 0570-20-0178

お問い合わせ先 総務課総務グループ ☎25-2131